

ついに刊行! 好評発売中!!

ゆこうあるこう こうとう文化財まっぷ

お 馴染みの『下町文化探訪』が、この度新しく生まれ変わりました。下段にインタビュー形式で内容をご紹介します。



全ページカラーです。

下町文化

NO. 232
2006.1.12

発行
江東区教育委員会
生涯学習部生涯学習課
〒135-8383
江東区東陽4-11-28
TEL:(03)3647-9819
http://www.city.koto.
lg.jp/

こうとう文化財まっぷ刊行
岸本忠雄氏 名誉都民顕彰

芭蕉記念館新展示
筆跡にみる近現代文人の姿

江東歴史紀行
入り鉄炮に出女
通関制度と中川番所

強調月間文化財講演会講演録
「民俗」はどこにあるのか
「民俗」発見と「民俗文化財」の創出

囲炉裏ばた 特別公開報告
『江東ふるさと歴史研究 六』

刊行
写真展
「区民が写したふるさと江東」

(イ:インタビュー、専:専門員)
イ「この度刊行された『ゆこうあるこう』という文化財まっぷは、今まで頒布していた『下町文化探訪』のリニューアルと伺いましたが?」
専A「ええ、そうですね。『下町文化探訪』は平成8年の初版以来、4版まで増刷しましたが、史跡説明板も増えましたし、そろそろ新たな情報を盛り込んだものを創ろうじゃないかということになったんですよ。」
イ「『下町文化探訪』との違いは?」
専A「なんとといっても、浮世絵や写真をふんだんに入れたことですね。写真の総点数は約300点で、うち約130点が浮世絵や地図・古写真なので、資料集としても使えますよ。」
イ「構成は?」
専A「区内を7つのエリア(森下住吉、清澄白河、門前仲町、木場東陽、亀戸、大島砂町北部、砂町中南部)に

わけて、史跡や文化財の写真と解説を入れました。」

専B「企画モノも入れたしね。」

専C「芭蕉ゆかりの史跡、川と橋のいまむかし、歌舞伎と関連文化財、錦絵にみるこうとう、富岡八幡宮・亀戸天神社文化財探検マップだね。」

イ「江東区は区外の方からのお問い合わせも多いと聞いてますが?」

専A「ですので初めて訪れる方にもわかりやすいよう心懸けました。」

イ「最近、役所や観光協会さんでもこつしたマップを作ってますよね?」

専A「江東区観光イラストマップや下町ぶらりMAPなど出ていますね。」

専B「うちのは文化財中心ですから。」

専C「ライブは『るるぶ江東』だ。」

イ「お値段は?」

専C「お値段据え置き500円です!」

専B「の場所です。あなただもダイエットをかねて、歩いた方がいいんじゃないですか?」

イ「そ、そうですね。今は寒いので春になってからということでは?」

頒布場所	住所
生涯学習課	区役所6階
広報広聴課	区役所4階
江東区文化センター	東陽4-11-3
東大島文化センター	大島8-33-9
豊洲文化センター	豊洲2-2-18
砂町文化センター	北砂5-1-7
森下文化センター	森下3-12-17
古石場文化センター	古石場2-13-2
亀戸文化センター	亀戸2-19-1
総合区民センター	大島4-5-1
深川江戸資料館	白河1-3-28
芭蕉記念館	常盤1-6-3
中川船番所資料館	大島9-1-15

岸本忠雄氏

区指定無形文化財
(工芸技術)保持者

名誉都民顕彰



名誉都民顕彰式(10月3日)

区指定無形文化財(工芸技術)木彫刻の技術保持者である岸本忠雄さんが平成17年度の名誉都民として顕彰されました。

岸本さんは、大正14年(1925)に深川で生まれました。祖父の庄吉さんは、「明治の名人」後藤功祐氏に師事、明治26年(1893)に後藤派を継ぎ後藤祐正と名乗りました。その跡を父、太吉さん(号・後藤祐則)が継ぎ、忠雄さんは、昭和13年、明治小学校を卒業と同時に父について技術を習得しました。昭和21年に太吉さんが亡くなると、後藤祐浩を名乗り祖父・父・忠雄さんと3代にわたつ

て「深川の後藤」として後藤派の技術を受け継いできました。「木と語り木を生かす」という気持ちで今日まで彫り続けてきたそうです。

後藤派は、関東の彫り方ですが、功祐氏は、伝統的な寺社建築の彫刻や置物の彫刻などを、洋風家具などに応用した人で、この技術的な流れは現在にも引き継がれています。忠雄さんも寺社彫刻のほか、国会議事堂や旧最高裁判所の調度品などの洋風彫刻も手がけています。また、南画や書道なども習得し、これらは、彫刻の下図の構想を描くときに生かされています。

最近では、区内の小中学生をはじめ、修学旅行で各地から訪れる生徒たちに木彫刻の技術を教え、または自主グループの指導など、後進の育成と技術の普及に努めていらつしやいます。

作品は区内では、霊巖寺や冬木弁天堂のほか、森下文化センター、深川江戸資料館、新木場駅などでご覧になれます。

区内で見られる作品



森下文化センター「観音欣求浄土」
同「江東の春」たかばしの富士
「小名木川五本松」
新木場駅
深川江戸資料館「江戸飾り獅子」
同「四氣五言絶句」

略歴

- 昭和13年 父祐則氏に師事
- 昭和25年 同業の研究団体、東京美術木彫彫友会の設立に参画
- 昭和30年 東京美術木彫彫友会会長に就任
- 昭和34年 日本木彫刻連盟発足事業部理事
- 昭和57年 江東区登録無形文化財(工芸技術)保持者に認定される
- 昭和58年 日本木彫連盟理事長に就任
- 昭和58年 東京都優秀技能章・労働省卓越技能章を受章
- 昭和60年 黄綬褒章を受章
- 平成元年 東京都伝統工芸士に認定される
- 平成元年 江東区指定無形文化財(工芸技術)木彫技術保持者に認定される
- 平成7年 勲六等瑞宝章を受章
- 平成9年 東京都技能継承推進者に認定(認定番号12号)される
- 平成17年 名誉都民に顕彰される。江東区文化・スポーツ功労章を受章

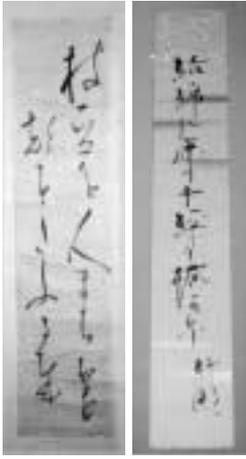
筆跡にみる

近代文人の姿

平成18年4月23日(日)まで

江東区芭蕉記念館(常盤1-6-3)では、尾崎紅葉・夏目漱石・芥川龍之介・菊池寛・室生犀星等作家や川端龍子・福田豊四郎・棟方志功等画家、小山内薫・岡本綺堂・岸田国士等劇作家に、歌舞伎の市川猿之助(2代)・市川団十郎(11代)・中村吉右衛門(初代)、新派の喜多村緑郎・花柳章太郎、狂言の野村万蔵(6代)、喜劇の曾我廼家五郎等俳優も加えた近現代文人の遺墨71点を展示しています。

武人に対する文人という言葉は、文雅なことに従事する人(主に作家・詩人・画家等)を指しますが、現代では、これを文化人と置き換えても差し支えないように思われます。紅葉や漱石等明治期の文人達は小説の他に漢詩・短歌・俳句等のジャンルに自由に携わっていました。昭和・平成においても単に文人と括られる人達のほかに音楽家・写真家・役者・落語家・芸能人・実業家・政治家等多くの人達が俳句に親しんでいます。その中には、余技として俳句を楽しむ人達もあれば、俳句を重要な自己表現の一つとしている人達もいます。また句会を他のジャンルの人達との交流の場として大切にしている人達もいます。これらの人達の俳句は、発想が自在で飛躍もあり肩肘張らずにその折々の喜怒哀楽や心の揺れを素直に表現しています。専門分野とはまた違った普段の息遣いが感じられ



(右) 結綿に鹿の子絞りの櫛かな

喜多村緑郎

(左) 枝豆を人まち朝もたぶる哉

尾崎紅葉



(右) 時八今天か下知る皷月かな

中村吉右衛門(初代)

(左) ふと暮れて比叡や湖や秋浅し

市川猿之助(2代)

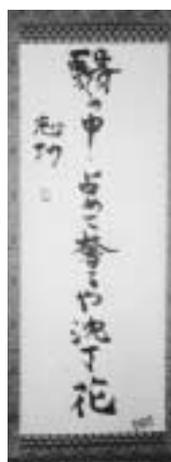
て興味深いものがあります。

今回の展示では、文人の枠を広げて舞台・歌舞伎俳優も取り上げています。8代目坂東三津五郎は夫妻で高浜虚子の「ホトトギス」門下でした。初代中村吉右衛門もまた「ホトトギス」の同人で「ありのままを叙した風で奥に深い味が潜む」と虚子に評され、句集も出しています。但し今回の吉右衛門の遺墨は自作ではなく明智光秀が決起の際詠んだとされる「時は今天か下知る皷月かな」の句が書かれています。2代目市川猿之助も10代から俳句に親しみ句日記もつけていたそうです。元々歌舞伎俳優は江戸時代から俳名というものを持っていて、例えば歌右衛門や仁左衛門というのは訓読みの芸名ですが、音読みの松緑や梅幸は元は俳名だったそうです。長男に芸名を継がせ、次男や弟子に俳名を継がせるということが、行われていたようです。一説に

は舞台俳優が俳句をやるのは舞台上で台詞を忘れたときにとっさに言葉が出るように鍛えるためとも言われていますが、役者らしい艶のある句が魅力的です。

「文は人なり」ということわざがありますが、文字もまた人柄が表れると言います。綺麗な文字、豪胆な文字、細やかな文字、俳句や短歌と共にその筆跡も併せてご鑑賞いただき、文人たちの新たな側面をみつけてください。

(石渡宏子)



鬚の中占めて着るや沈丁花

棟方志功

芭蕉記念館

開館時間

午前9時30分～午後5時

(4時30分までにお入りください)

展示室休室

月曜日(祝日は除く)

入館料

大人100円・小中学生50円

交通

都営地下鉄新宿線・大江戸線

森下駅下車 徒歩7分

問合せ

江東区芭蕉記念館

江東区常盤1-6-3

☎03(3631)1448

入り鉄炮に出女



通関制度と中川番所

江戸時代、幕府は峠や渡し場に関所・番所を設け、街道を出入りする人・ものを検査していました。小名木川と中川の合流点（中川口）にあった中川番所もその一つです。

関所・番所では、「入り鉄炮に出女」といわれるように、鉄炮と女性の通行を厳しく監視していました。平成16年度特別企画展では、この「入り鉄炮に出女」に焦点を当て、その実態について取り上げました（なお、鉄炮は江戸時代の表記に従い、「鉄炮」で統一します）。

関所の配置

延享2年（1745）に幕府が作成した「諸国御関所覚書」によると、江戸



江戸周辺の関所

延享2年（1745）に幕府が作成した「諸国御関所覚書」によると、江戸時代の関所は、大きく分けて「重関所」と「軽関所」の2種類に分けることができます（表1）。

「重関所」とは、主要街道に置かれ、幕府が特に重視した関所のことです。箱根や小仏、房川渡中田（栗橋）などがこれにあたります。

時代の関所は全国に53か所ありましたが（実際には「関所」と「番所」の2種類の施設がありました）、ここでは「関所」に統一します。これは幕府が設置したものに限られ、各地の藩が領内に設置した関所は、幕府の関所と区別して「口留番所」と呼ばれていました。

関所は主に峠と渡し場に設けられ、人・ものが必ず関所を通らなければならぬしくみになっていました。特に利根川の渡し場には関所が多くありました。利根川は江戸を守るための重要な地点であり、より多くの関所を設けて、人・ものの監視を行っていたためと考えられます。

「重関所」と「軽関所」

「重関所」では、幕府が発行した証文を持つていけば、女性や武器を持つた人も通関することができました。

「軽関所」は、主要街道の脇道に置かれ、関所の近くに住む人以外の通行は禁止されました。旅人が「重関所」を避けて「軽関所」を通ろうとすることは関所抜けと見なされ、重い罪とされたのです。中川番所もこの「軽関所」

表1「諸国御関所覚書」にみる鉄炮・女性の通関規定

関所名	区分	国名	鉄炮	出女	関所名	区分	国名	鉄炮	出女	関所名	区分	国名	鉄炮	出女
房川渡中田	重	武蔵			大戸	重	上野	×	×	心川	軽	信濃		
金町松戸	重	武蔵			大笹	重	上野			帯川	軽	信濃		
小岩市川	重	武蔵			猿ヶ京	重	上野			熱川	重	信濃		×
小仏	重	武蔵			空ヶ橋	重	上野			市振	軽	越後		
新郷川俣	重	武蔵			五料	重	上野			関川	重	越後		
上忍方村	軽	武蔵	×	×	碓氷	重	上野			鉢崎	軽	越後		
上栢田村	軽	武蔵	×	×	南牧	軽	上野	×	×	山口	軽	越後	?	×
檜原村	軽	武蔵	×	×	西牧	軽	上野	×	×	虫川	軽	越後	?	×
中川	軽	武蔵		×	白井	軽	上野	×	×	今切(新居)	重	遠江		
箱根	重	相模			狩宿	軽	上野	×		気賀	重	遠江		
根府川	重	相模			大渡	軽	上野		×	金指	軽	遠江	×	×
河村	軽	相模	×	×	真正	軽	上野		×	劔熊	軽	近江		
谷村	軽	相模	×	×	福島	軽	上野		×	山中	軽	近江		
仙石原	軽	相模	×	×	戸倉	軽	上野	×	×	柳ヶ瀬	重	近江		
矢倉沢	軽	相模	×	×	木曾福島	重	信濃			鶴瀬	軽	甲斐	?	
鼠坂	軽	相模	×	×	清内路村	軽	信濃			万沢	軽	甲斐	?	
青野原	軽	相模	×	×	小野川	軽	信濃			本柄	軽	甲斐	?	
関宿	重	下総			波合	軽	信濃							

(鉄炮) ...証文があれば通関可。...通関できるが、挺数に制限がある。...改めは行わない。
 ×...通関できない。? ...鉄炮を通したことがなく、通関の規定がない。
 (出女) ...証文があれば通関可。×...近隣に住む者以外の旅人は通行禁止。

鉄炮改め

関所では刀や槍、鎧などの武器全般が検査の対象となりましたが、鉄炮はその中でも特に重要視され、厳しい取り調べが行われました。

幕府は鉄炮の生産を独占して、その扱いに細心の注意を払っていました。また、鉄炮の持ち込みが許されるのは武士だけで、百姓や町人が鉄炮を持つて関所を通行することは禁止されていました。

一般的に、鉄炮は江戸へ入る時だけ証文が必要とされ、江戸から出る鉄炮は改めなかつたとされていますが、実際は表1のように、関所によって大きな違いがありました。

また、持参した鉄炮の数によっても通関方法が異なり、9挺以下の場合には手形を直接関所へ提出すれば通過できましたが、10挺以上の場合は、一旦老

中に手形を提出し、裏印をもらわなければなりません。

女性の通関と関所抜け

江戸時代の浮世絵には、旅をする女性の姿が多く描かれています。女性の通関は男性よりも厳しく、幕府の高官である老中（後に留守居）が発行した関所手形を持参する必要があります。手形には女性の人数だけでなく、年齢や人相など、細かい特徴が記され、関所では手形の内容通りかどうかを確かめるために、厳しい検査が行われました。そのため、関所を避けて遠回りをしたり、関所の脇道を通って関所抜けを実行する女性も多かったです。

幕末の志士清川八郎が著した「西遊草」には、安政2年（1855）に出羽国から母を連れて伊勢参りに出かけた際、房川渡中田（栗橋）関所を関所抜けした記事があります。

「栗橋は公義（儀）関所ありて女人をとふさず、故に吉里はかり手前より少しく右に入りて、筑波街道を入り、利根川を越、女人は百文ツ、也」

街道の渡し場には幕府が設けた定船場があり、旅人は定船場以外の場所です川を渡ることを禁止されていました。しかし、清川母子は関所がある栗橋の定船場を避け、一里ほど手前の渡し場で高額な渡し賃を払って、利根川を渡

ったことがわかります。

また、関所の番人が旅人から金品を受け取って女性の通関を見逃したり、番人自身が関所抜けの手引きをしていた例もありました。

中川番所の機能

中川番所は寛文元年（1661）から明治2年（1869）までの約200年間、江戸と地方をつなぐ通関施設として存在しました（表2）。ここでは、江戸時代の通関制度の中で、中川番所が果たした役割をいくつか紹介します。

中川番所の重要な仕事の一つに、江戸へ行き来する川船の荷物検査がありました。江戸湾から江戸へ入る船は浦賀番所、荒川（隅田川）筋は橋場番所、利根川筋の船は中川番所でそれぞれ取り調べを受けました。

特に硫黄は鉄炮の火薬に用いられるため、年間の取引量が決められ、厳重に取り扱われました。中川番所では、硫黄通行の際には問屋名と量を記録し、流通量統制の一端を担いました。しかし、老中水野忠邦が行った「天保の改革」の中で、株仲間解散令が出され、自由な売買が認められるようになったため、中川番所での取り締まりに支障を来すこととなりました。

中川番と問屋のトラブル

中川番所では夜中の通船を禁じられ

ていましたが、江戸へ送る生魚や蔬菜は通船が認められていました。

そのような中、松戸町（現在の千葉県松戸市）の利倉屋源内は、生り節（鯉節）を江戸へ送るため、生魚と偽って夜中に積み荷を通そうとしましたが、中川番に発見されて通行を止められました。この時は源内が中川番に謝って決着しましたが、江戸の送り先にあてた手紙では、この日の番人がたまたま融通の利かない人物であったと記されています。

この源内の手紙は、中川番所での取り調べや番人のようすが記されており、ひじょうに面白く、かつ貴重な史料です。

あるといえます。

江東区では災害や戦災の被害で、昔のようすがわかる史料の多くが失われてしまっています。中川番所についても、その具体的なあり方や通関の実態は、史料がほとんど残されていないため、よくわかっていませんでした。

そこで今回は、埼玉県や茨城県など、区外にある史料などをもとに、関所における具体的な通関の実態について深く掘り下げました。今後このような形で、調査で得た新たな発見を資料館の展示に生かしていきたいと考えています。

（中川船番所資料館 鈴木将典）

表2 中川番所関係年表

西暦	元号	できごと	典拠
1661	寛文元	深川番所が中川口へ移転、同日番所高札が掲示	『徳川禁令考』ほか
1666	寛文6	中川番所通行に関する触れが掲示	『教令類纂』
1676	延宝4	中川番所通行に関する触れが掲示	『教令類纂』ほか
1686	貞享3	中川番所通行に関する触れが掲示	『教令類纂』ほか
1721	享保6	川筋御成の節の江戸大火への対応を決定	『中川御制札記』
1722	享保7	江戸から出る鉛の査検を開始	
1731	享保16	米の査検開始（出入り量の把握）	
1736	元文元	銭荷物の査検を開始（浦賀・中川）	
1737	元文2	南部領（現岩手県）から江戸へ入る鉛の査検を開始	『中川御制札記』
1738	元文3	江戸へ入る銅の査検を開始	
1742	寛保2	奥川筋船積問屋が中川番所へ印鑑の写しを提出 銭荷物の査検を停止（浦賀・中川）	『中川御制札記』
1749	寛延2	硫黄荷物通船量の調査施行（浦賀・関宿・中川）	
1757	宝暦7	武器の通行に関する規定の改定	『中川御制札記』
1759	宝暦9	古河藩本多氏の荷物が通行	『古河市史』
1762	宝暦12	中川番寄合の際の衣服を決定 土井氏の古河藩所替に伴い荷物が通過 夜船通行に関する申合	『中川御制札記』 『古河市史』 『中川御制札記』
1791	寛政3	鳥見の通関に際しトラブルが発生	『柳菴日記』
1792	寛政4	酒の査検を開始（浦賀・中川・橋場）	『御触書天保集成』
1796	寛政8	江戸の古銅吹所開設に伴い、古銅類の査検を開始	
1816	文化13	武器通行に関する板倉周防守の家来からの問い合わせ	『古事類苑』
1820	文政3	小名木村中川屋清蔵の酒荷物仮送状発行を承認 松戸村利倉屋生り節荷物をめぐりトラブルが発生	『松戸市史』
1821	文政4	江戸へ入る上州硫黄が御規定荷物に指定	『諸問屋再興調』
1842	天保13	仲間解散令に伴い上州硫黄荷物の勝手通行の承認	『諸問屋再興調』
1861	文久元	番所近辺での船手方の通船改めのため夜間入船を禁止	『日本財政経済史料』
1862	文久2	青物などの夜船通行を従来通り許可	
1863	文久3	大名妻子帰国許可により番所に女子通行の方法が指示 武器の通行制限が大幅に緩和	『徳川禁令考』 『日本財政経済史料』
1865	慶応元	中川番が1名増員され4名で勤役	
1866	慶応2	中川番に対して勤め方の問い合わせ	『淀稲葉家文書』
1867	慶応3	交代寄合3人を中川番に任命 中川番3人を解任、勘定所による国産会所設置を決定	『続徳川実記』 『続徳川実記』
1868	明治元	明治政府のもと軍務官管轄下で水戸藩士が詰めて査検	
1869	明治2	中川番所が廃止	『東京市史稿』

典拠史料のほかに、『中川船番所資料館常設展示図録』、加藤貴『中川番所の機能とその特質』（『交通史研究』12（1984））、「中川番所の通関制度」（『国立歴史民俗博物館研究報告』67（1996））、熊井保「中川番所の査検と勤務 - 『中川御制札記』の紹介 -」（津田秀夫編『近世国家と明治維新』三省堂 1989）を参考にした。

「民俗」はどこにあるのか

「民俗」の発見と「民俗文化財」の創出

江東区文化財保護審議会会長

中村ひろ子 先生



はじめに

現代社会においては民俗というものが見えにくくなってきているのではないのでしょうか。「民俗はどこにあるのか」を探ってみたいと思います。

数年前区内の皆さんからうかがったお話を「江東区の民俗」という形にまとめさせていただきましたが、お訪ねすると「もう少し早く来てくれたらお話をすることもできたのに」とよくいわれました。江東区のように早くに変化を迎えた地域だからとお思いかもしれ

おります。その動向もご紹介したいと思います。

「民俗」の発見

近代にはさまざまな新たな学問がわが国に入ってきてまいりますが、民俗学は学問として形の整えられたものを導入したのではないという点で他の学問と成立の基盤を異にしております。民俗学が学問的な体系を整えますのは昭和に入ってからですが、この民俗学を成立させた人として柳田國男の名はご存知かと思えます。

柳田は明治8年に生まれ昭和38年に亡くなっておりまして、文字通り近代を生きたといえましようが、その近代にあつて人々の暮らしは急激な変化を余儀なくされ、人々はさまざまな問題に直面いたします。そうした変化の中で柳田はそれまで伝えられてきた普通の人々のくらしに目を注ぎ、そこから従来の歴史学が対象としてこなかった普通の人々の歴史が明らかにできること、調査し記録することが大切であることを説きます。そしてそのことが人々が直面している問題に答えることではないかと考えます。それは従来なかつた眼差しであり、そこに「民俗」の発見を見ておきたいと思えます。

文字という形で記録されてこなかつた人々の間に伝えられてきた行為、言

説、意識、それを柳田は民間伝承と呼んでおりますが、全国に同志を募り講習会を開き、国や大学の力を借りずにその体系化を図ります。「民俗学」の誕生です。ですから民俗学は民間学として誕生し、よい意味でのアマチュアリズムに基盤をおいた学問であつたといえるのです。

この民俗と近代の関わりを少し具体的に見ておきたいと思えます。『江東区の民俗 城東編』には出産についての聞き書きとして「エナは土間の敷居の下に穴を掘って埋めた」「エナ壺は雑貨屋や瀬戸物屋で売っていた」との記述があります。エナとは胎盤のことです。その処理について記しているのですが、大正期には長屋に住んでいた人が「家主の畑に埋めるのをみた」、戦後になると「エナ屋がもっていつてくれるようになった」と記されています。この胎盤の処理の習俗からはかつて人々が出産を、子どもや命というものをどのようにならしてかかつかかかえるのです。胎内にあつて子どもを守ってきたエナ（胎盤）は子と命運を共にする大切なものとして屋敷内の一定の場所に埋めるものでした。男の子なら筆を、女の子なら糸と針などを一緒に埋めてその成長を願うところも多く、処理を誤ると子どもが不運にみまわれるとされたの

です。屋敷内に埋められたのは胎盤だけではありません。死産した子どもも、生後間もなくお七夜や宮詣りといった儀礼前に亡くなった子どもなどもその再生を願って埋められました。

しかし、区内では大正期には広い敷地や土間を持たない住まいや借家など、屋敷内に胎盤を埋めることができない人々が増え、工手を埋めなくてはという意識と、埋める場所をもてないという現実のなかで葛藤が生まれます。家主さんの畑に埋めるという記述も見えますが、やがて工小屋という専門業者の手に託すこととなります。都市化の早かった深川では埋めたという習俗を聞くことは出来ず、『江東区の民俗 深川編』には「壺に入れる。あとで工小屋が集めに来る」とだけ記されています。さらにその変化に拍車をかけましたのが法的な規制で、東京都では明治24年屋敷内に埋めることが禁止され、許可をえた業者、すなわち工小屋だけに限られます。

衛生なものとして排除されていきます。

エナ（胎盤）の処理などという歴史学をはじめとする学問が一瞥だにしかかった暮らしの中の習俗に目を向けたのが民俗学であり、目を向けた時にはすでに変化を余儀なくされていたのだといえましよう。

「民俗文化財」の創出

民間の学問の対象でしかなかった民俗は戦後文化財という形で公の認められるものとなります。昭和25年に施行された「文化財保護法」の中に「民俗資料」という文言がはじめて入るのです。当時民俗資料に対する他の分野の人々の意識が「美術品と同列の重要文化財に指定されては困る」「美術的価値からいえば二流、三流以下のがらくた」といったものだったことからいえば画期的なことであったといえましようが、それでもまだこの段階では「有形文化財」のなかの一つとして記述されるに止まっています。

昭和29年の改訂で「民俗資料」は「有形資料」から独立して「無形文化財」「記念物」と並ぶ文化財となります。ただここで「民俗資料」とされたのは有形のものであり、無形の民俗については「行事など……いつか消滅していくかもしれないものは指定するにはなじまない」として記録を作成するものと

されたのです。

昭和50年、「民俗資料」は晴れて「民俗文化財」となり他の文化財と名称の上からも肩を並べることになるのですが、同時に「無形民俗文化財」も指定の対象になるという大きな変化をみます。祭礼なども含む無形民俗文化財の指定については「憲法の信教の自由に抵触する」という批判もありましたが、「わが国の伝統的な精神生活の基盤たる信仰儀礼等が国家の保護対象になる道を開く」ことを支持する声にも押され改訂されます。今年からは「文化的景観」や「民俗技術」が文化財になるなど、文化財もまた時代の要請を受けて変わるものであることがわかるかと思えます。

「民俗」の現在

はじめにも紹介しましたように今民俗が注目をあびております。といいましても民俗全般というわけではなく、その一部がわが国の「伝統的文化」として読み替えられ、国の政策の中に取り入れられているのです。文化を大切にすることを育てるために子どもに民俗芸能を体験させることが推奨され、伝統文化を生かした地域づくりとして文化庁、農林水産庁、国土省などの連携によるふるさとの再生が進められてもおります。地域におきましても例えば

田んぼや水路を復活させ、かつて行われていた魚のつかみ取りを体験させ、観光資源としても活用するといった動きが広がりをみせています。民俗は有効な資源になり、活用がはかられるものになったのだといえましよう。

しかし、民俗は必ずしも伝統文化という価値でくれるものではないと思いますし、暮らしが変われば変化するものでもありましよう。葬儀や正月といった儀礼や行事一つをとってみても、私たちは継承するだけでなく自分たちの暮らしに合わせて形を変えたり、また新たな行事を付け加えたりもしております。それらは伝統文化ではありませんが、暮らしの必要からの変化だとすれば、それを現代の民俗といってしまうのではないのでしょうか。

「民俗はどこにあるのか」として現実の暮らしの中では見えにくくなっていく民俗が、文化財、あるいは伝統文化、資源という見えやすい姿で存在感を増している民俗の今についてもご紹介してきましたが、民俗はたとえその形を変えたとしても今も私たちの暮らしへの思いの中にあるのではないかというところをお伝えしてまとめに変えたいと思います。

この記録は11月9日に行われた講演会の内容を要約したものです。

特別公開報告

教育委員会は、今年の旧大石家住宅特別公開を、文化財保護強調月間期間中の10月17日〜23日に実施いたしました。通常は、土・日・休日のみの公開ですが、この期間は平日も一般公開し、子どもの遊び道具なども用意しました。ペーゴマ・メンコ、お手玉・あやとりなど、昔ながらの遊びを楽しむ子どもや大人、あるいは大人が子どもに教える姿が見られ、今回はじめて用意した輪投げでは、多くの親子と一緒に楽しんでいました。

また、平日は学校見学の時間を設けたことで、多くの小学生が見学に訪れました。その際、古民家の由来や特徴などを聴き、見ることで、さまざまな想いを持ったのではないのでしょうか。残念ながら、雨のため見学が中止になった学校もありましたが、説明会は今後も続けていきたいと考えています。

そんななか、今回はじめての試みとして、園児を対象としたお話を実施しました。江戸時代の民家で、地元につながる民話などを聞くという催しです。

お話は区内の幼稚園や保育園、あるいは公共施設を中心に活動する「おはなしパレット」の皆さんにお願いしま

した。身振り手振りを加えた話術のうまさ、始まると同時に子どもたちの気持ちを掴みました。その後は、話者と園児が一緒になって楽しい時間が過ぎ、初めてのお話を無事終えることができました。

最後になりましたが、一般見学者の方々も多くご来場いただきました。一人でも多くの方に旧大石家住宅を知っていただくことが、もっとも大切なことと考えております。ぜひ一度足を運んでみてください。

旧大石家住宅は、区内にただひとつ残った江戸時代の民家で、区指定文化財です。この文化遺産を後世に伝えるため、月々金曜まで「友の会」の皆さんに維持・管理をお願いしています。平日、このボランティア活動に参加可能な区内在住の方を募集しています。

問合せ先 生涯学習課文化財係まで
☎3647 9819



学校見学のようす

刊行しました！ 『江東ふるさと歴史研究』六



A4版23頁価格350円

「江東ふるさと歴史研究」は、区民自身による「ふるさと江東」の歴史・文化の調査や研究、また歴史的環境の保全と文化財愛護活動に関する活動を奨励し、本区の将来像「伝統と未来を結ぶ下町」の実現に向けて設けられたものです。

6回目となった今回は、6本の応募がありました。このうち次の3本が、入選し、本論文集に収められました。どうぞお味読ください。

「浜名湖のうなぎ・スッポン
ルーツは深川千田新田」
「深川・冬木家についての一考察」
「西館孤清(平馬)の生涯」

次回の論文募集は、平成19年度に行う予定です。個人またはグループによる地道な調査・研究や文化財愛護活動の成果を論文にまとめ、ぜひご応募ください。

お知らせ

写真展区民が写したふるさと江東

会期 平成18年2月1日(水)〜10日(金)午前8時30分〜午後5時
(1日・8日は午後7時まで。10日は午後4時まで)。4日・5日は休みとなります。

会場 江東区役所2階区民ホール
入場料 無料

開発が進む江東区は、日々風景が移り変わっています。かつて親しんだ街の様子をとどめているのは、心の記憶と写真の中だけといってもよいでしょう。

本展には、たくさんの方から写真や思い出ばなしをお寄せいただいています。そこには寄せられた方の思い出が詰まっています。

みなさんも展示された昔の写真を見ながら、思い出ばなしに花を咲かせてみてはいかがでしょうか。



昭和44年ごろの東高校あたり (荒木弘氏提供)